

海外

論文

&

レポート

# 生産・労働者協同組合制度の 現況についての仏独調査報告(1)

島村 博(協同総合研究所主任研究員)

民間シンクタンクよりの委託研究に、3月中旬、専門研究員として参加すること、については、仏独の企業組合を含む生産・労働者協同組合制度の調査旅行に同行いただけまいかと要請されました。年度末の消化という、よくあるパターンかと思いき最初は、どちらかと言えば気乗りがしませんでした。また、自然人による起業のツールとして企業組合制度を有効活用するうえで、その制度改革に資する欧州の協同組合法制の研究、という目的も必ずしも意味のあることとは考えられませんでした(\*)。

(\*)この点については、明確に態度を表明しておきました。なお、要請に対して筆者が展開した企業組合制度の評価、意義とその限界については、次号で市民会議事務局としての見解として発表させていただきます。

とはいえ、社会連帯協同組合の道に踏み出したフランスの経験に触れたり、欧州協同組合規則(SCE:Societas Cooperativa Europaea)の成立を阻みつつけているドイツの協同組合陣営がILO127号新勸告案、フランスにおける昨年の協同組合法の改正に対してどういった見解を持っているのか確認をする必要も痛感し、参加することに決しました。

結果として、予期した以上の成果を収めえた面と、まったく成果がなかった面(例。ZVGにおいて、ILO127号新勸告案に対して何らの検討は愚か、関心すらもたれていない、といったこと。)と、こもごもです。

以下は、訪問先でのインタビューの記録を再校正し、協同組合と起業という論題に沿って整理をしたものです。

## ヒアリング記録

### フランス

1. 国際協同研究所  
(Institute de Cooperation Internationale)
2. 生産労働者協同組合全国評議会  
(Confederation generale des SCOP)
3. シェック・デジュネ グループ  
(La groupe Cheque Dejeuner)

### ドイツ

1. 産業別連合中央会  
(ZENTRALVERBAND GEWERBLICHER  
VERBUNDGRUPPEN E.V.)
2. ジュッセルドルフ商工会議所  
(INDUSTRIE- UND ANDELSKAMMER  
ZU DÜSSELDORF)
3. 女性協同組合  
(Weiber Wirtschaft eG)

## ヒアリング記録 - フランス 1

## 国際協同研究所

(Institute de Cooperation Internationale)

場 所	62,boulevard Garibaldi,Paris
出席者	Marcel Caballero (理事長) Francoir Espagne(元フランス労働者協同組合 全国評議会専務理事)
設 立	1983年 共済組織、 労働組合および協同組合の発意で設立
事 業	・ 海外、旧フランス領における社会的経済 の促進。 ・ 国内における協同組合運動促進のため の教育、研修。
対象国	メコン流域諸国(ベトナム、カンボジア、 ラオス)
URL	<a href="http://info.fpm.free.fr">http://info.fpm.free.fr</a>

## [ 設立の経緯 ]

- 1983年に海外に進出し法人登記を行い事業を展開することを意欲する信用組合を含む共済組織、協同組合組織が中心になって、feasibility studyを行う研究所として設立された。

最近では、雇用・失業問題の解決において期待される協同組合の役割などに関してEU、ICA (国際協同組合同盟)、CECOP (European Confederation of Workers Cooperatives, Social Cooperatives and Participative Enterprises 現在、83,000企業、150万人超の労働者協同組合員が参加)に対する積極的な提言を行っている。

当該研究所では、企業組合制度を活用した自然人による起業の可能性、意味をめぐって質疑がなされた。企業組合という制度をもたない同国では、生産・労働者協同組合制度を前提としてヒアリングが進行することになる。



研究所近くのレストランでもヒアリング。向かって左より2番目がM. カバレロ理事長。右隣がF. エスパニユ氏。

## 1. 起業の道具としての企業組合制度の可能性

協同組合・協同組合法研究者として国際的に著名なF・エスパニユ氏は、中小企業庁の英文資料を参照して、冒頭で、企業組合という制度はフランスでは法的存在ではなく、社会学的な意義で把握するとすれば家族経営会社にあたるとの見解を提示した。

同氏は、協同組合を2種に分類した。第1タイプは、市民が創る協同組合である生産・労働者協同組合および消費者協同組合。第2のタイプは、事業者、経営者が創る協同組合である農協、小売業協同組合などで企業協同組合と意義付けられる。第2タイプは、事業者、経営者に対する各種のサービス提供を主とする。農業という分野でみると、スペインで第1タイプに当たる労働者農場組合というものがあり、それは農協とは異なる。

若者、女性をはじめとする自然人が創る起業のための協同組合は、したがって、第1のタイプに属する生産・労働者協同組合ということになる。

同国では生産・労働者協同組合という経営を設立するには、2人以上の組合員による有限責任会社形態での登記には3,750ユーロの

開業出資金を、7人以上が株式会社形態で登記するには18,500ユーロ必要とする。通常の有限責任会社、株式会社の最低資本金の2分の1で済むということになる。

## 2. 自然人が株式会社等の営利企業ではなくて協同組合として起業することの意義について

エスパニユ氏は、日本の法制度についても良く知っているということで、日本では協同組合が認可制度によっていることに驚いている、との感想をもらした。

協同組合としての起業は必ずしも多くはないとして、協同組合的企業の意義についてはなく、特殊フランス的な起業の困難な理由を3点指摘された。1. 情報不足。これは、起業するについて弁護士等との相談から銀行融資の分野まで様々に指摘できる。つまり、生産・労働者協同組合という協同組合制度についての社会的な認識不足。2. 資本集中、信用問題。零細資本なので、信用を受けることが困難。3. 国の支援制度が複雑で分かりにくい。こういった難点に対する改善策として、1. 協同組合開発機構、2. 財政援助措置の要請、3. 起業家に対する窓口一本化という点が提示された。

第3の点は、全業種をカバーする「企業創設全国事務所」というものとなって現れている。

## 3. 開業、廃業のトレンドについて

M・カヴァレロ氏は、90年代においてはリセッションとユーロ導入を目指した緊縮財政の結果として失業、倒産が相当の高まりを見せた。しかし、最近で廃業を開業が上回っている。しかし、協同組合による雇用吸収とい

う点では、ICOSIの最近の研究では、経験的にはそれは言えるが、それを証明するものがない、という複雑な回答が帰ってきた。「多分そうでしょう。そう信じるしかない」と。エスパニユ氏は極論と評したが、カヴァレロ氏は、「リベラリズムをベースとするEUが行っていることは、知的詐欺」、雇用創出のための能力の低さを棚に上げて「必要な提案を創る代わりにassociationやSOHO組織が雇用創出に寄与しているとの神話を作っている」とも。

EU機関が持つべき協同組合促進政策としてエスパニユ氏は、なによりもまず、欧州協同組合規則(Societas Cooperativa Europaea:SCE)の制定を挙げた。しかし、同規則(EU統一法)は、ドイツ、デンマークの反対にあって今でも制定されていない。この障害として、たとえば、国境沿いのイタリア、フランスの協同組合が協同組合間協同の実を挙げようとして双方が出資して創れるのは株式会社法人しかない、といったことが挙げられた。

因みに、ドイツ等の反対理由は、SCEに基づく協同組合の使命が「社会的促進使命」を含んでいる点に集中している。すなわち、協同組合は、組合員という特定多数の者に対する協同組合によるサービス提供(自助)に止まるべきで、不特定多数の者に対するサービス提供(ここには、公益性という面がはいっている)にのりだすべきではなく、それは国や公共機関の役割とする協同組合の自立性にかかわる論点も含んでいる。

当初目的とした論点についての質疑は、次の生産者協同組合全国評議会(CGSCOP)の場に譲られることになった。

## ヒアリング記録 - フランス 2

生産労働者協同組合全国評議会  
(Confederation generale des SCOP)

場 所	37,rue Jean Lecraire,Paris
出席者	Patrick Segouin(会長) Jean Gautier (専務理事)
現 況	150年の歴史を誇る印刷所から新規設立の単協を含めて1,500単協、組合員3万人
事 業	生産労働者協同組合運動の指導、調整、連絡、利益代表
事業高	SCOPの70%は、ここ10年間で設立だが、23億ユーロ

## 1. 最近の情況

数値に明らかなように協同組合企業は発展中。SCOPの設立方法には、3通りある。1. 市民による0からの起業。2. 一般会社の協同組合への改組。3. 経営難にある企業の買収による方法。

資本金の非保有者、とくに失業者が出資(データ的には、従事組合員salarie-associeの一人当たりの出資金額は20,000ユーロに達している)を行う上で失業給付金の6ヶ月分にあたる40,000フランを政府が一時に支給する制度やSCODEN(最近ではEDEN)と名づけられた組合が形成している連帯基金の役割が重要である。後者は、返済する必要がない。こうして、CGSCOP内の路線の転換もあって、最近では、組合員は2,500人増加し、今後10年間で現実的に見て10,000人乃至15,000人の組合員増加が見込まれている。

## 2. 雇用・失業問題における協同組合の役割をめぐって

現在1,500の単協が30,000人の組合員を擁しているが、その3分の2は建設、印刷、機械製作といった伝統的な職場で働いている。市場の動向、とくにライフ・スタイル等の変化により市場の消滅した分野もある。最近めだつのは、中小企業の経営者の後継者難に由来する生産・労働者協同組合化である。ESOP(Employee Shared Ownership Program)も雇用維持に役割を發揮している。

注目すべきは、ここ2~3年のことだが、新しい社会的要求、つまり、身障者を含むケア、保育といった対人サービスの分野で制度的にも新しい協同組合の必要が高まってきた。

## 3. 協同組合の今後の2つの発展方向

1. 地方で、衰退しつつある地場産業を再編、活性化するには中小企業を協同組合化するという方向で
2. 社会的サービスの提供という分野で。現在、500単協、10,000人がこの分野で就労している。個人と個人との関係を重視した、対人関係能力を高めるこ



CGSCOP本部の中で。向かって左より2人目、P.セグエン会長。右端、J.ゴウチェ専務理事。





CGSCOPの会議室にて。

とが必要な分野である。救急車事業を行っている協同組合もある。

アソシアシオン(この脈絡では一般にNPOと解してさしつかえない)組織が従来は対人サービスの主軸を担っていて、社会的サービスを提供する協同組合にとってそれは障害となっていた。

アウトソーシングが進み、その受け皿にアソシアシオンになっているが、その実態は「社会貢献活動」ではなく「経済事業」であるということで、昨年NPOの協同組合化を促進する協同組合法の改正が行われたので、今後、この分野での発展が見込まれる。病院等の医療化の進んだサービス提供分野はアソシアシオンが担うとして、在宅介護等の分野は協同組合の事業分野化する。ちなみに、ここに来て、ボランティア活動は下火となっている。

#### 4. 対人サービス分野における収益性問題

確かに収益性は高くはない。しかし、協同組合は、連帯、ヒューマニズム、コミュニティの再建に寄与する、という基本的立場、原則に立脚するものである。収益を度外視し

て、という意味ではなく、それを第一義としない、との意味だとゴウチェ専務理事は強調していたことがインタビュアーには鮮明な記憶として残っている。

#### 5. 協同組合の社会的認知度または社会的普及をめぐる

ここでも、フランス社会において協同組合の社会的認知度は極めて低い、という指摘がなされた。その主たる理由として、協同組合の講義がたった5大学でしか行われていないし、毎年1大学あたり50～200人程度しか専門的に協同組合の制度に触れる機会がないと。ちなみに、全フランスで学生数は350万人程であるので、大海の一滴のたとえがあてはまる状態である。

#### 6. 若者による起業の仕組み

:SCIC(シック)

政府はSCICを若者の失業率を下降させる不可欠の制度と見なし、大きな予算をつけて奨励しようとしている。SCICは、たとえば、病院をとれば、これまでバラバラであった医師、患者、各種の病院勤務者が一緒に協同組合を立ち上げることを可能にし、協同組合本来の力を発揮することを保障するものなので今後の発展を期待している、と。

(以下、次号)